

鹿沼市空き家バンクリフォーム補助金(概要)

市外居住者が鹿沼市の空き家バンク物件(住宅)を購入し、リフォーム工
を行い鹿沼市に定住する際に、リフォーム工事費用の一部を補助します。



🏠 対象となる空き家

鹿沼市の空き家バンク制度を利用して購入した一戸建ての住宅(併用住宅含む)
(※売買契約を締結した日から2年を経過するまでに交付申請が必要です。)

🏠 補助対象者

以下の全てを満たす方

- ①鹿沼市外に1年以上居住している市外居住者で、空き家バンク物件(住宅)を購入して
リフォーム工を行う方
- ②リフォーム工事が完了後鹿沼市に転入し、10年以上定住する方
- ③鹿沼市の市税に滞納がない方

🏠 補助対象工事

市内事業者が請け負う、空き家バンク物件(住宅)の20万円以上のリフォーム工事
(※外構工事、家電等は対象外です。対象となる工事についてはお問い合わせください。)

🏠 補助額

リフォーム工事費用の2分の1(1,000円未満は切り捨て)の額と、以下の加算項目を考
慮した補助上限額を比較し、**少ない方の金額が補助額**となります。

<補助上限額>

基本上限額50万円 + 加算項目(※以下の1~3で該当する分だけ加算されます)

- | 加算項目 | 内容 |
|------|-----------------------------------|
| 1 | 補助対象者の年齢が50歳未満である(10万円) |
| 2 | 定住予定の世帯員に18歳以下の者がいる(該当人数×10万円) |
| 3 | 農地付き空き家に認定された空き家バンク物件である(10万円) |
| 4 | 立地適正化計画の居住誘導区域内の空き家バンク物件である(20万円) |

🏠 注意事項

補助対象となるか必ず市の事前確認が必要です。

詳しくはお問い合わせください



🏠 関連情報

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型について

「鹿沼市空き家バンクリフォーム補助金」の対象となる方は、通常の【フラット35】
の金利が当初5年間引き下げになる【フラット35】地域活性化型をご利用いただける
可能性があります。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ 鹿沼市 建築課 空き家対策係 ☎0289-63-2243
〒322-8601 鹿沼市今宮町1688-1 鹿沼市役所行政棟4階